

Seirei Christopher University

College of Care Work

2025 年度
履修要項

聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校

目 次

[履修要項]

I 聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校の概要

1. 聖隷の起こり	1
2. 聖隷学園のあゆみ	1
3. 聖隷グループのあゆみ	3
4. 学校名「聖隷クリストファー」の由来	4
5. 学校のシンボルマーク	4

II 建学の精神と教育理念

1. 建学の精神と教育目的、人材養成像	5
2. 教育目標	5
3. 卒業認定に係る基本方針	6
(資料)	
人材養成像	7
介護福祉士教育体系	8
介護福祉士養成の目標	9

III 授業

1. セメスター制について	10
2. 単位と授業時間・授業回数	10
3. 授業時間帯	10
4. 授業時間・教室の変更、休講	11
5. 補講	11
6. 欠席の届出	11
7. 学校保健安全法に基づく出席停止	12
8. 体調不調・新型コロナウイルス等罹患時の連絡	12
9. 授業・実習中の事故・けが等	12
10. 各種書類について	12

IV 試験

1. 受験資格	13
2. 試験の種類	13
3. 受験心得	14
4. 試験における不正行為の取り扱い	14
5. 配慮の必要な学生への対応	15

V 単位認定と成績評価

1. 単位の認定	16
2. 成績の評価	16
3. 成績の通知	16
4. 保護者への成績表の開示	16
5. 成績評価等に関する調査願制度	16
6. G P A制度について	17

VI 科目等履修制度

1. 意義	17
2. 履修登録について	17

[関連規程]

聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校学則	19
別表 教育課程表	25
聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校履修規程	27
聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校追試験及び再試験内規	30
成績評価等調査願に関する申し合せ	31
聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校試験における不正行為に関する規則	32
聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校学生懲戒処分規程	35

[学年暦]

2025 年度 学年暦	41
-------------	----

履修要項

I 聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校の概要

1. 聖隷の起こり

20世紀の初頭、結核は不治の伝染病として人々に忌み嫌われ、結核に罹患した人は不当な差別を受けていました。1930(昭和5)年、浜松在住の長谷川保をリーダーとするクリスチャンの青年たちが、家族から見放され、行き場を失い、絶望的になっている結核患者に手をさしのべました。青年たちは小さな病舎を建て結核患者を看取り、寝食を共にして身体面だけでなくこころのケアも行いました。病舎は青年たちの手で無償無私の奉仕により建てられ、「ベテル・ホーム」(ヘブライ語で「神の家」という)と名づけられました。

さらに1949(昭和24)年、聖隷保養農園の園長であった長谷川保は、第二次世界大戦に敗れ荒廃した日本の復興には青少年の教育が大切であるという信念のもとに聖隷学園の源流である「遠州キリスト学園」を開設しました。当初は三方原の農村の青年たちに物理や化学、英語、絵画、歴史、聖書などの啓発教育がなされ、それはアカデミックなものだったといわれます。学園の校舎もベテル・ホームと同様に保養農園の青年たちの奉仕によって建てられました。

聖隷は、このような「ベテル・ホーム」と「遠州キリスト学園」を源流として、社会のニーズを先取りしながら、現代社会における保健医療、社会福祉、教育という重要な三者の一体的な発展を遂げ今日に至っています。聖隷の事業の発展は、保健医療・社会福祉の分野において日本では他に類をみないといわれています。

2. 聖隷学園のあゆみ

1949(昭和24)年、青少年の啓発のために開設した「遠州キリスト学園」の教育精神は、次の3つでした。

- ①科学的関心を養う(何事についてもなぜかと問う姿勢をもち、考える力を養う)
- ②他人と共同で使うところは清潔・整頓に心がける
- ③キリスト者として、理性で解決できないことも受容する心を養う

以後、聖隷学園はキリスト教精神を基盤にして、社会の動向を見据え、人々のニーズを先駆けて捉えながら発展し、保健医療・社会福祉・教育の分野に有能な人材を育ててきました。1978(昭和53)年に開設した「福祉医療ヘルパー学園」は1987(昭和62)年に「社会福祉士および介護福祉士法」が制定される呼び水になりました。また、聖隷クリストファー看護大学は、日本における12校目の看護大学として、1992(平成4)年に開設されました。

「聖隷学園」の発展の経過は以下のとおりです。

1949(昭和24)年	各種学校遠州キリスト学園開設
1952(昭和27)年4月	聖隷准看護婦養成所開設
1959(昭和34)年4月	聖隷准看護婦養成所を聖隷准看護学園と改名
1966(昭和41)年4月	学校法人聖隷学園設立 聖隷学園高等学校(衛生看護科)開設
1969(昭和44)年4月	聖隷学園浜松衛生短期大学衛生看護科(2年課程)開設(入学定員100名)
1974(昭和49)年4月	聖隷学園浜松衛生短期大学第一衛生看護科(3年課程)増設(入学定員50名) 2年課程を第二衛生看護科とする。 聖隷学園高等学校は衛生看護科から普通科に移行
1977(昭和52)年4月	聖隷学園浜松衛生短期大学第一衛生看護科定員増認可(入学定員100名)
1978(昭和53)年4月	福祉医療ヘルパー学園開設(入学定員30名)

1980(昭和55)年4月	聖隷学園浜松衛生短期大学専攻科助産学特別専攻開設(入学定員15名)
1988(昭和63)年4月	福祉医療ヘルパー学園を発展的に解消し、聖隷介護福祉専門学校を開設(入学定員40名)
1992(平成 4)年4月	聖隷クリストファー看護大学開設(入学定員100名)
1995(平成 7)年3月	聖隷学園浜松衛生短期大学第二衛生看護学科を廃止
1995(平成7)年 4月	聖隷学園浜松衛生短期大学第一衛生看護学科を看護学科に名称変更
1998(平成10)年4月	聖隷クリストファー看護大学大学院 看護学研究科看護学専攻(修士課程)開設
2001(平成13)年4月	聖隷学園高等学校を聖隷クリストファー高等学校に名称変更
2002(平成14)年4月	聖隷クリストファー看護大学に社会福祉学部増設(入学定員95名) 聖隷学園浜松衛生短期大学看護学科は看護短期大学部に名称変更 大学は看護学部、社会福祉学部、看護短期大学部の三学部になり、 校名を聖隷クリストファー大学に変更
2003(平成15)年3月	聖隷介護福祉専門学校を発展的に解消し、社会福祉教育は社会福祉 学部継承
2004(平成16)年4月	聖隷クリストファー大学にリハビリテーション学部増設(入学定員80名) 聖隷クリストファー大学大学院社会福祉学研究科(修士課程)増設 聖隷クリストファー大学看護学部定員増(入学定員140名)
2006(平成18)年3月	聖隷クリストファー大学看護短期大学部看護学科を廃止
4月	聖隷クリストファー大学大学院リハビリテーション科学研究科 (修士課程、定員10名)増設
2007(平成19)年3月	聖隷クリストファー大学看護短期大学部専攻科助産学特別専攻を廃 止し、大学助産学専攻科(定員15名)に移行
2008(平成20)年4月	聖隷クリストファー大学社会福祉学部にくども教育福祉学科増設 (入学定員40名) 聖隷クリストファー大学大学院博士後期課程保健科学研究科開設 (入学定員10名)
2009(平成21)年4月	聖隷クリストファー中学校開設
2011(平成23)年4月	聖隷クリストファー大学社会福祉学部を社会福祉学科(入学定員40名)、 臨床介護福祉学科(入学定員40名)及びくども教育福祉学科に改編 聖隷クリストファー大学リハビリテーション学部を理学療法学科 (入学定員30名)、作業療法学科(入学定員30名)、言語聴覚学科(入学 定員25名)に改編 聖隷クリストファー大学大学院を看護学研究科、リハビリテーショ ン科学研究科、社会福祉学研究科の各博士前期課程・博士後期課程 に改編 聖隷クリストファー大学附属クリストファーくども園開設
2013(平成25)年4月	臨床介護福祉学科を介護福祉学科に名称変更
2014(平成26)年3月	聖隷クリストファー大学大学院博士後期課程保健科学研究科廃止、 各研究科博士後期課程に移行
2016(平成28)年4月	聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校開設(入学定員40名) 聖隷クリストファー大学社会福祉学部介護福祉学科入学定員変更 (25名)
2020(令和 2)年4月	聖隷クリストファー大学社会福祉学部を社会福祉学科(ソーシャル ワークコース・介護福祉コース 入学定員65名)及びくども教育福 祉学科に改編 聖隷クリストファー小学校開設
2023(令和 5)年4月	聖隷クリストファー大学社会福祉学部くども教育福祉学科を国際教 育学部くども教育学科(定員50名)に改編 聖隷クリストファー大学社会福祉学部社会福祉学科に福祉心理コー スを設置

3. 聖隷グループ のあゆみ

1930(昭和 5)年に始まったベテル・ホームの活動は、1936(昭和 11)年に聖隷保養農園、1942(昭和 17)年には農園の付属病院開設へと発展しました。当時、実践されていた看護は、

- ①三方原の自然環境を活かした療養環境の調整
- ②科学的根拠を踏まえた個々の患者の生活援助
- ③病いや死の受容への援助

でした。これらの看護は、この時代欧米で結核患者に実践し大きな成果をもたらしていた英国人医師提唱の「肺病療養法」を看護に携わった人たちが勉強し考えた方法によるものでした。第二次世界大戦直後から、国民の社会福祉や医療への要望に応じ訪問看護、医療社会事業が開始されました。

当時としては画期的であったこのような活動は、戦後のわが国の保健医療・社会福祉の分野における先駆的な事業へと受け継がれています。

社会福祉の分野では、わが国の特別養護老人ホームの基礎を築き老人福祉法の制定へと導いた「浜松十字の園」、有料老人ホームの先駆けとなった「浜名湖エデンの園」などがあります。また障害児入所施設「三方原スクエア児童部」、障害者支援施設「三方原スクエア成人部」、医療型障害児入所施設と療養介護事業所との並列の施設「聖隷三方原病院 聖隷おおぞら療育センター」、障害者支援施設および救護施設の「聖隷厚生園」、児童福祉施設の保育園など多方面にわたって社会福祉施設を開設し活動しています。

医療の分野においては、わが国最初のホスピスをもつ聖隷三方原病院、わが国で初めて新生児地域医療システムを備えた聖隷浜松病院など県下有数の総合病院として地域医療の中心的な役割を果たしています。また「聖隷予防検診センター」、「聖隷健康診断センター」を開設し、地域住民の健康の維持・増進、疾病予防の推進活動をしています。さらにわが国の急速な高齢社会に対応して、訪問看護ステーション、ヘルパーセンター、デイサービスセンター、ケアプランセンター等による訪問看護・介護事業や通所介護・居宅介護支援事業が積極的に行われています。

現在、聖隷グループは全国に 300 余りの施設をもつ日本最大の医療・福祉集団に発展し、保健医療・社会福祉の分野で多岐にわたって活動を展開しています。大学がある浜松においては、地域住民の信頼を得て保健・医療・福祉分野における事業の重要な役割を果たしています。

このように聖隷グループは、キリスト教の精神を基盤にして、医療、福祉、教育の分野の人々がお互いに補い、協調しながら発展してきました。聖隷学園は、聖隷グループの一員として、保健医療・社会福祉活動の担い手となる人材を長年にわたって育成しています。

4. 学校名 「聖隷クリスト ファー」の由来

聖隷クリストファーは「聖隷」と「クリストファー」の2つのことばからなり、いずれもイエス・キリストにちなんだ意味がこめられています。

「聖隷」とは「聖なる神の奴隷」を意味しています。新約聖書ヨハネによる福音書第13章には、最後の晩餐のとき主イエスは「夕食の席から立ち上がって上着を脱ぎ、手ぬぐいをとって腰に巻き、それから水をたらいに入れて弟子たちの足を洗い…」とあります。当時人の足を洗うのは奴隷の仕事でしたが、キリストは行動をもって弟子たちに最後の教を示しました。聖隷学園を創設した長谷川保をはじめとする青年キリスト者たちは、この教を自分たちの理想の生活と考え、聖なる神の奴隷として生きようと決意し、自らを「聖隷」と呼びました。これが「聖隷」の語源です。

「クリストファーChristopher」は、「キリストを運ぶもの・担うもの」という意味で、3世紀半ば頃の半伝説的殉教者の名前です。クリストファー伝説は、6世紀以後主にライン川流域に広がり、いまなお欧州各地において多くの関心と尊敬を集め語り継がれています。伝説によれば、川の渡し守が、嵐の夜、小さい男の子が向こう岸に渡りたいというので、肩車をして渡すと川中で次第に重くなり、やっとの思いで向こう岸に着いたということです。岸についてみると、それはキリストであったといひます。「重くなった」ということに二つの意味があるといわれています。一つは、この世の人々の苦しみ、悲しさの総量をあらわします。二つには、夜の早瀬や深みを渡るとき、自分より重いものを荷わなければ、自分自身も流れにのみこまれてしまう、ということです。以後キリスト教の精神を担うことの高貴さを表す名称となり、ヨーロッパ諸国に広まりました。

長谷川保は、病気に苦しむ人、障がいをもった人、お年寄りの不安や苦痛、悲しみを理解し、クリストファーがキリストを背負ったように、これらの人々を大事にケアする人が育って欲しいとの願いから「聖隷クリストファー」と命名しました。

5. 学校のシンボ ルマーク

学校のシンボルマークの外側の二重円は、最後の晩餐のとき主イエス・キリストが弟子たちの足を洗った「たらい」を表しています。内側の三つの円は、聖隷グループが使命とする医療(赤)、教育(青)、福祉(緑)を象徴しています。中央の十字架はキリスト教を示し、聖隷のすべての事業が、キリスト協会の中から始まったことを示しています。

この図案は、故アルバート・アットウエル博士(アメリカ人 1978～1981年聖隷学園に奉職)により 1980年に聖隷のシンボルマークとして考案されました。



Ⅱ 建学の精神と教育理念

1. 建学の精神と 教育目的、人材 養成像

聖隷学園は創立以来、キリスト教精神に基づく「隣人愛」を建学の精神としています。

「隣人愛」とは、新約聖書の「心をつくし、精神をつくし、思いをつくして、力をつくしてあなたの神を愛しなさい。自分を愛するようにあなたの隣人を愛しなさい」（マルコによる福音書 12 章 30～31 節）に示された精神です。聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校はこの建学の精神を継承し、介護福祉の知識・技術・価値・理念と、隣人愛の精神が統合された人間教育を行い、自分のことのように他者を考え「愛の実践」ができる介護福祉士を養成します。

マルコによる福音書 第 12 章 28 節～31 節

彼らの議論を聞いていた一人の律法学者が進み出、イエスが立派にお答えになったのを見て、尋ねた。「あらゆる掟のうちで、どれが第一でしょうか。」イエスはお答えになった。「第一の掟は、これである。『イスラエルよ、聞け、わたしたちの神である主は、唯一の主である。心を尽くし、精神を尽くし、思いを尽くし、力を尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。』第二の掟は、これである。『隣人を自分のように愛しなさい。』この二つにまさる掟はほかにはない。」

2. 教育目標

聖隷学園は創立以来、キリスト教精神に基づく「生命の尊厳と隣人愛」を建学の精神としてきました。聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校もこの精神を継承しています。聖隷学園において行われてきた介護福祉教育の特色をもとに、専門学校の教育目標を掲げます。

1. 人間理解にもとづき、他者と全人格的な人間関係を深めることができる隣人愛に根差した態度が身につく。
2. 介護対象者の全体像をとらえ、介護の領域に必要な基礎的な知識を身につけ、科学的かつ生活に寄り添った個別ケアを展開することができる。
3. 自己を理解し、だれとでも人間関係を創造できる豊かなコミュニケーション力が身につく。
4. 常に地域や福祉に関心を持ち、介護福祉実践にかかわる問題として考えていくことができる。
5. 保健医療福祉チームの一員として、介護専門職者の役割を認識し、協働してその責務を果たすことができる。

3. 卒業認定に係る基本方針

聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校は、建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づいて、介護福祉の知識・技術・価値・理念と隣人愛の精神が統合された人間教育を行い、自分のことのように他者を考え「愛の実践」ができる介護福祉士を養成することを教育目的としています。

卒業においては、教育目的に則した教育課程に学び、以下に掲げることに到達することを目標とし、卒業に必要な所定の単位数を修得した者に対し卒業を認定し、専門士の称号を付与します。

1. 人間理解にもとづき、他者と全人格的な人間関係を深めることができる隣人愛に根差した態度が身についている。
2. 介護対象者の全体像をとらえ、介護の領域に必要な基礎的な知識を身に付け、科学的かつ生活に寄り添った個別ケアを展開することができる。
3. 自己を理解し、だれとでも発展的な人間関係を創造できるコミュニケーション力が身についている。
4. 常に地域や福祉に関心を持ち、介護福祉実践にかかわる問題として考えていくことができる。
5. 保健医療福祉チームの一員として、介護専門職者の役割を認識し、協働してその責務を果たすことができる。

人材養成像

教育理念に基づく教育目標

1. 人間理解にもとづき、他者と全人格的な人間関係を深めることができる隣人愛に根差した態度が身につく。
2. 介護対象者の全体像をとらえ、介護の領域に必要な基礎的な知識を身につけ、科学的かつ生活に寄り添った個別ケアを展開することができる。
3. 自己を理解し、だれとでも人間関係を創造できる豊かなコミュニケーション力が身につく。
4. 常に地域や福祉に関心を持ち、介護福祉実践にかかわる問題として考えていくことができる。
5. 保健医療福祉チームの一員として、介護専門職者の役割を認識し、協働してその責務を果たすことができる。

人材養成像

21 世紀を担う介護福祉実践者の養成

～聖隷の歴史に基づき未来をひらく介護福祉教育～

専門職者像

地域や施設・病院等において、その人らしさを支える介護福祉実践者

《 具体像 》

- ・ 尊厳と隣人愛を大切にした介護福祉実践者
- ・ 「細やかな愛」「親しみ深さ」に溢れた介護福祉実践者
- ・ 人を生かす支援に優れた介護福祉実践者
- ・ 自らの趣味や特技を生かし、他者を豊かに支援する介護福祉実践者
- ・ 社会環境に働きかけ、その人の生活全体を支援する介護福祉実践者
- ・ 自発性、積極性、チーム力に優れた介護福祉実践者
- ・ グローバルな視野に立つ介護福祉実践者

特色となる科目

人間の尊厳と自立、聖隷の理念と介護福祉教育、キリスト教概論
国語表現基礎、情報処理基礎、音楽、健康長寿と運動

介護福祉士教育体系

出典:厚生労働省

目 的	教育内容	ねらい
人間と社会	1. 福祉の理念を理解し、尊厳の保持や権利擁護の視点及び専門職としての基盤となる倫理観を養う。	人間の理解を基礎として、尊厳の保持と自立について理解し、介護福祉の倫理的課題への対応能力の基礎を養う学習とする。
	2. 人間関係の形成やチームで働く力を養うための、コミュニケーションやチームマネジメントの基礎的な知識を身につける。	(1) 対人援助に必要な人間の関係性を理解し、関係形成に必要なコミュニケーションの基礎的な知識を習得する学習とする。 (2) 介護の質を高めるために必要な、チームマネジメントの基礎的な知識を理解し、チームで働くための能力を養う学習とする。
	3. 対象者の生活を地域の中で支えていく観点から、地域社会における生活とその支援についての基礎的な知識を身につける。 4. 介護実践に必要な知識という観点から、社会保障の制度・施策についての基礎的な知識を身につける。 5. 介護実践を支える教養を高め、総合的な判断力及び豊かな人間性を養う。	(1) 個や集団、社会の単位で人間を理解する視点を養い、生活と社会の関係性を体系的に捉える学習とする。 (2) 対象者の生活の場としての地域という観点から、地域共生社会や地域包括ケアの基礎的な知識を習得する学習とする。 (3) 日本の社会保障の基本的な考え方、しくみについて理解する学習とする。 (4) 高齢者福祉、障害者福祉及び権利擁護等の制度・施策について、介護実践に必要な観点から、基礎的な知識を習得する学習とする。

目 的	教育内容	ねらい
介護	1. 介護福祉士に求められる役割と機能を理解し、専門職としての態度を養う。	介護福祉の基本となる理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしくみを理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う学習とする。
	2. 介護を実践する対象、場によらず、様々な場面に必要とされる介護の基礎的な知識・技術を習得する。	対象者との支援関係の構築やチームケアを実践するためのコミュニケーションの意義や技法を学び、介護実践に必要なコミュニケーション能力を養う学習とする。
	3. 本人、家族等との関係性の構築やチームケアを実践するための、コミュニケーションの基礎的な知識・技術を習得する。	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。
	4. 対象となる人の能力を引き出し、本人主体の生活を地域で継続するための介護過程を展開できる能力を養う。	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する学習とする。
	5. 介護実践における安全を管理するための基礎的な知識・技術を習得する。	介護実践に必要な知識と技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う学習とする。
	6. 各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践に必要な観察力・判断力及び思考力を養う。	(1) 地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習得する学習とする。 (2) 本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。

目 的	教育内容	ねらい
こころとからだのしくみ	1. 介護実践に必要な根拠となる、心身の構造や機能及び発達段階とその課題について理解し、対象者の生活を支援するという観点から、身体的・心理的・社会的側面を統合的に捉えるための知識を身につける。	介護を必要とする人の生活支援を行うため、介護実践の根拠となる人間の心理、人体の構造や機能を理解する学習とする。
	2. 認知症や障害のある人の生活を支えるという観点から、医療職と連携し支援を行うための、心身の機能及び関連する障害や疾病の基礎的な知識を身につける。	人間の成長と発達の過程における、身体的・心理的・社会的変化及び老化が生活に及ぼす影響を理解し、ライフサイクルの特徴に応じた生活を支援するために必要な基礎的な知識を習得する学習とする。
	3. 認知症や障害のある人の心身の機能が生活に及ぼす影響について理解し、本人と家族が地域で自立した生活を継続するために必要とされる心理・社会的な支援について基礎的な知識を身につける。	認知症の人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、認知症の人を中心に据え、本人や家族、地域の力を活かした認知症ケアについて理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。
		障害のある人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、障害のある人の地域での生活を理解し、本人のみならず家族や地域を含めた周囲の環境への支援を理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。

目 的	教育内容	ねらい
医療的ケア	医療的ケアが必要な人の安全で安楽な生活を支えるという観点から、医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を習得する。	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する学習とする。

介護福祉士養成の目標

出典：厚生労働省

求められる介護福祉士像

1. 尊厳と自立を支えるケアを実践する
2. 専門職として自律的に介護過程の展開ができる
3. 身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる
4. 介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる
5. QOL（生活の質）の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状況の変化に対応できる
6. 地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる
7. 関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する
8. 本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる
9. 制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる
10. 介護職の中で中核的な役割を担う



高い倫理性の保持

Ⅲ 授 業

1. セメスター制について

本校では、1つの学年を4月～9月の春セメスター(前期)と10月～3月の秋セメスター(後期)という2つのセメスター制を採用しています。2学年全体は第1～第4の4つのセメスターからなります。

◆セメスター(学期)制とは◆

15週(6ヶ月)を単位に、1年間を春セメスターと秋セメスターに分け、学期ごとに履修登録から単位認定まで完結させる制度です。

	4月～9月 春セメスター	10月～3月 秋セメスター
1年次	第1セメスター	第2セメスター
2年次	第3セメスター	第4セメスター

2. 単位と授業時間・授業回数

本校の教育課程は単位制を採用しています。

◆単位制とは◆

卒業要件を取得単位数で表す制度です。ここで単位とは、学修の質と量の基準を一つのまとまりとして表すもので、科目ごとに単位数が決められています。

本校が学則に定める1単位当りの授業時間は、以下の通りです。

☞講義・演習については15～30時間で1単位

☞実験・実習・実技については30～45時間で1単位

この時間には教室での授業時間のほか、事前・事後の自己学習の時間が含まれ、それぞれの授業において、随時、授業時間外に行う課題が出されます。

☞2単位30時間の講義科目の場合、教室での授業回数は15回(15コマ)

☞1単位15時間の講義科目の場合、教室での授業回数は8回(8コマ)

3. 授業時間帯

☞昼休み(月・火・木・金)は、時間割により3時限目または4時限目になります。

☞1時限目開始前にははじめの会・礼拝を行います。

☞その日の最終授業終了後におわりの会を行います。

☞7時限目(月・火・木・金)と6時限目(水)には、通常の授業は入りません。ただし補講などが入る場合があります。

【授業時間帯】

月・火・木・金曜日		水曜日・(土曜日)	
はじめの会 礼拝	8:30～8:45	はじめの会 礼拝	8:30～8:45
1時限目	8:50～10:10	1時限目	8:50～10:10
2時限目	10:25～11:45	2時限目	10:25～11:45
3時限目	11:55～13:15	(昼休み)	11:45～13:00
4時限目	13:25～14:45	3時限目	13:00～14:20
5時限目	15:00～16:20	4時限目	14:35～15:55
6時限目	16:35～17:55	5時限目	16:10～17:30
(7時限目)	18:05～19:25	(6時限目)	17:40～19:00
おわりの会	その日の最終授業終了後	おわりの会	その日の最終授業終了後

4. 授業時間・教室の変更、休講

- ①授業時間・教室の変更、休講は掲示板に掲示されるほか、メールの転送設定をしている学生には携帯電話にも配信されます。
- ②休講の掲示がないにもかかわらず、授業開始後 30 分以上経過しても担当教員が入室しない場合は、教務事務センターに連絡し、その指示に従ってください。
- ③交通ストライキ、悪天候(台風)などにより交通機関(遠州鉄道バス)が停止した場合、また静岡県西部地方または愛知県東三河地方に暴風警報等が発令された場合は休講になります。ただし、気象条件の悪化等により、通学が困難となることが事前に予測される場合は、警報の発令によらず、前日に休講を決定することがあります。詳しくは「暴風警報等発令時における授業・試験の取扱いについて(ガイドライン) <https://www.seirei.ac.jp/for-students/learning/keihouguidline/>」を参照してください。
- ④大規模地震の警戒宣言が発令された場合は、「キャンパス・ライフ」に記載されている措置がとられます。

5. 補講

授業は時間割に基づいて進められていきますが、休講などの事情により、講義の進行が予定よりも遅れた際には、「授業予備日」もしくは「月・火・木・金曜日の 7 時限目、水曜日の 6 時限目」等に補講を行うことがあります。補講の日時・教室などについては別途通知します。

6. 欠席の届出

①公欠に該当する欠席

公欠となる場合は当該授業に相当する学修を課し、その学修が認められた者を出席とします。課された学修を行わない場合は、欠席となります。

また、公欠として認める欠席回数は各授業につき、全授業回数の 3 分の 1 を限度としています。

公欠をする場合は「公欠について(<https://www.seirei.ac.jp/media/kouketsu230823.pdf>)」を確認の上、公欠申請フォーム(Google form)から申請してください。欠席する科目の担当教員に申し出てください。登校可能になったのち、手続きが必要な場合は公欠に関する証明ができる書類を教務事務センターに提出してください。

以下に該当する欠席は公欠として取り扱います。

- 1)配偶者、父母・子、祖父母・兄弟姉妹の死亡による忌引き
- 2)公の証明書のある事故
- 3)裁判員候補者または裁判員として裁判所の呼び出しに応じて出頭したとき
- 4)本校が認める災害ボランティアに参加する場合
- 5)台風等災害で通学不能となった場合
- 6)新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等学校保健安全法に基づく出席停止
- 7)その他教職員会の議を経て校長が認める場合

②病気その他のやむを得ない事由により、授業を 1 週間以上欠席する(した)場合

科目担当教員に事前(または事後)に申し出て、「**欠席届**」を教務事務センターへ提出してください。なお、長期に欠席しなければならない場合は、教員、学生サービスセンターに連絡をしてください。

詳しくは、「欠席・公欠(<https://www.seirei.ac.jp/for-students/learning/kouketsu>)」を参照してください。

7. 学校保健安全法に基づく出席停止

学校保健安全法に定められている学校感染症にかかった場合（かかっている疑い又はかかるおそれのある場合も含む）、本人の健康回復と周囲の学生への感染防止のため出席停止となります。

①授業期間：電話で健康管理センターに連絡する。

試験期間：電話で教務事務センターに連絡する。

実習期間：実習担当教員に連絡する。

以下、インフルエンザに罹患した場合の対応です。

②学校保健安全法に基づき、発症後 5 日、かつ解熱後 2 日間「出席停止」となるので、外出せずに静養する。

③出席停止期間中は午前、午後自分で体温を測り、「インフルエンザ経過報告書」の体温記入欄に記録する。詳しくは「学校保健安全法に基づく出席停止及び出席再開時の治癒証明書について (<https://www.seirei.ac.jp/media/syusekiteishi230517.pdf>)」を参照する。

（実習期間中は実習担当教員の指示に従う）。

④完治し出席を再開する際に「インフルエンザ経過報告書」と「医療機関を受診したことを証明する書類」を教務事務センターに提出する。

8. 体調不良・新型コロナウイルス等罹患時の連絡

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類に移行されました。しかし、皆さんの体調不良の状況を把握し、感染拡大が危惧される場合に授業の実施方法を検討する必要があります。体調不良等に関して以下の連絡フォーム (<http://www2.seirei.ac.jp/jimu/col-info2/index.htm>) から連絡してください。

- ① 発熱等体調不良になった。
- ② 新型コロナウイルス感染症と診断された。
- ③ インフルエンザと診断された。
- ④ 家族が新型コロナウイルス感染症と診断された。

公欠申請は別に公欠申請フォームがありますので、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザと診断された時は、公欠の対象とする科目を申請してください。

罹患の疑い（体調不良、濃厚接触、ワクチン接種による副反応）については、公欠の対象とはなりません。（実習に関しては、実習先の方針により、検査の実施、待機等の指示があります。）公欠の対象とならない欠席は、課題等を行っても出席となるわけではありませんが、体調回復後の授業において、欠席したことを伝え、資料をもらったり、質問をしたりして、欠席した際の授業内容を補えるよう教員に相談してください。

9. 授業・実習中の事故・けが等

授業中や実習中に自分がケガをしてしまった、他人にケガを負わせてしまった、備品等を壊してしまったなどの場合は、保険の対象になることがありますので、必ず学生サービスセンターに連絡してください。

10. 各種書類について

各種書類（届出・願・証明書・申請書）については、ホームページや各センターで取得できます。不明な場合は、お気軽にお問い合わせください。

IV 試 験

1. 受験資格

試験の受験資格は以下の要件を満たした者に対して与えられます。

- ①各科目の実授業時間数の3分の2以上出席していること。
(実習については別の定めによります。)
- ②授業料の滞納がなく、休・停学中でないこと。

履修した科目の受験資格は、所定の期間(おおむね試験期間初日の1週間前から)に教務事務センターのホームページで確認することができます。

2. 試験の種類

試験には、**定期試験**、**追試験**、**再試験**があり、筆記試験、実技試験、またはレポートによって行われます。また、平素の学修状況、定期試験以外で授業時間内に行われる試験、あるいは課題提出によって替えることもあります。

追試験、再試験の願い出の手続きは決められた期日までに本人が行います。手続きには試験料(1科目1,000円)が必要です。

追試験・再試験 試験料 1科目につき1,000円

定期試験 各学期(セメスター)末の定期試験期間に行われる試験です。

追試験 下記の理由により定期試験を欠席した学生に対して行う試験です。
原則として当該科目の試験開始以前に教務事務センターに連絡した者を対象とします。その後、期日までに証明書(診断書、事故証明書等)とともに「追試験受験願」をメールで教務事務センターに提出し、認められた場合に受験することができます。評価は、通常の試験と同様です。

欠席理由	提出する証明書等
天災その他の非常災害	被災証明書
交通機関の突発事故	事故証明書
負傷または疾病	医師の診断書
二親等内の親族の死亡による忌引き	会葬礼状等
その他特別な事情	理由書

再試験 定期試験で「不合格(D評価)」となった学生に対して行われることがある試験です。所定の期間内に教務事務センターで再試験受験の申し込み(オンライン手続き)を行い、認められた場合試験を受けることができます。再試験での評価は、「合格(C評価)」または「不合格(D評価)」です。

3. 受験心得

受験心得

- ①学生証を机上の見えやすい所に置く。学生証を忘れた場合は、教務事務センターで当日限り有効の仮学生証の発行を受ける。
- ②あらかじめ席が指定されている場合は、指定の席で受験する。席が指定されていない場合は、試験監督者の指示に従う。
- ③試験開始後 25 分以内の遅刻者には入室を許可する場合がある。
- ④机には、学生証と筆記用具のみを置き、それ以外のもの(ペンケース・下敷きを含む)は、かばんに入れ、かばんの口を閉じた上で椅子の下にしまう。
ただし、
■持ち込み・閲覧物が認められている試験の場合、許可されたものを机上に置くことができる。
■時計を机上に置くことはできるが、携帯電話を時計がわりに使用することはできない。
- ⑤試験開始後 30 分を経過した後は退室を認められる場合がある。一旦退室した後は、その科目の試験終了まで再入室できない。
- ⑥途中退室の際は、答案を裏返しにして机上に置く。
- ⑦途中退室も含め、退室時には必ず学生証を持って退出する。
- ⑧退室の際、答案を試験室外に持ち出した場合、当該科目は不合格となるので注意する。
- ⑨回収指示の出ている問題用紙を持ち帰らないよう注意する。
- ⑩その他
試験を欠席せざるをえない事態が生じた場合には、必ず当該試験の開始以前に教務事務センターに連絡する。(☎053-439-1433)

4. 試験における不正行為の取り扱い

不正行為とは、カンニング、替え玉受験、論文・レポート等の盗用その他試験等において成績評価の公正を損なう行為をいう。不正行為を行った学生に対しては、当該学期のすべての授業科目の単位を認定しない。

不正行為の対象となる行為は、次のとおりとする。

- ①試験に関連した内容のメモやコピーなどを試験中に使用又は所持する行為
- ②試験に関連した内容を事前に机、筆記用具、身体、衣服又は壁等へ書き込みをする行為
- ③他の学生答案等を見る行為又は書き写す行為
- ④持込の許可のない教科書、参考書、辞書等の書籍類、ノート、配付物等を利用する行為
- ⑤試験中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書等の電子機器類(以下「電子機器類」という。)を使用する行為(使用が許可されている場合を除く。)
- ⑥使用が許可された電子機器類から不正に情報を引き出す行為
- ⑦答案用紙を交換する行為
- ⑧替え玉受験(依頼した者、依頼された者いずれも対象とする。)
- ⑨問題用紙、解答用紙を試験室から持ち出す行為
- ⑩他の学生の試験を助ける目的で、解答(ヒントを含む。)を私語・動作等によって不正に連絡する行為又は試験に関連した内容のメモやコピーなどを渡し、若しくは電子機器類で情報を送信する行為
- ⑪成績評価に係る論文・レポート等の作成において、他人の著作物を盗用する行為又は他人が書いたレポート・著作物を自分のものとする剽窃行為(他人のアイディア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該者の了解又は表示なく、自分の意見のように記載す

ること)

⑫成績評価に係る論文・レポート等の作成において、他の学生の盗用等を助ける行為（論文・レポート等を作成して見せる、又は代筆する行為等）

⑬その他試験等において成績評価の公正を損なう行為

ほか、試験監督者の注意にもかかわらずその指示に従わない場合、その他公正な試験の実施を阻害すると認められる行為をした場合に不正行為とみなすことがあります。詳しくは、「聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校 試験における不正行為に関する規則」を確認してください。

5. 配慮の必要な 学生への対応

特別な事情により学生が定期試験の際に配慮を希望する場合は、原則として Semester 開始から 1 ヶ月以内に教務事務センターに申し出てください。

V 単位認定と成績評価

1. 単位の認定

授業科目の単位の認定は以下のように行われます。

- ①授業科目を履修する。
- ②授業科目責任者がシラバスに示してある「評価方法」に基づく成績評価の結果により所定の単位を認定する。

2. 成績の評価

①成績評価はS、A、B、C、Dの5段階で行い、D評価は不合格とします。

定期試験と追試験の評価基準(100点満点の場合)

評語	点数	合否
S	90点以上	合格
A	80点以上 90点未満	
B	70点以上 80点未満	
C	60点以上 70点未満	
D	60点未満	不合格

再試験の評価基準は、

C:60点以上、またはD:60点未満のみで、S、A、Bの評価はありません。

- ②一度修得した科目の評価は取り消すことができません。
- ③D評価となった科目の単位を取得するためにはその科目を再履修しなければなりません。

3. 成績の通知

成績の発表は、春セメスター開講科目は秋セメスター開始時、秋セメスター開講科目については次年度の春セメスター開始時に成績が確認できます。

成績表を確認した際に、科目の成績表示がない場合は、すみやかに教務事務センターに問い合わせてください。

「介護総合演習」「介護実習」の成績は表示の時期が異なります。

4. 保証人・ご家族への成績表の開示

保証人・ご家族（以下、「保証人等」とします。）に対して学習の状況をお知らせするために、ユニバーサルパスポートのアカウントを提供しています。セメスター毎に学生の皆さんと同じタイミングで成績を更新、参照できます。また、毎年開催する教育懇談会に出席の保証人等の方には、希望により成績表を開示して学習状況の説明をしています。

5. 成績評価等に関する調査願制度

履修している科目の成績評価等（試験の評価・評価方法、受験資格、再試験、追試験など成績評価及び評価に関わる事項）に関して質問・疑義等がある場合には、科目担当の先生等から説明を受けることができます。

成績評価等に関して質問や疑義等がある場合には、まずは科目担当の先生（科目担当者が非常勤講師の場合には教務事務センター）に確認を行ってください。確認をしてもなお質問や疑義等があり、成績評価等に関する調査を希望する場合には、「成績評価等調査願に関する申し合せ」に従い調査手続きをとることができます。

手続きについては、教務事務センターに申し出てください。

6. GPA制度について

本校では、GPA (Grade Point Average)制度を導入しています。GPA制度は、学習の質を評価する成績評価として諸外国でも用いられており、合格した科目だけでなく、不合格や履修放棄の科目も成績算出対象となるのが大きな特徴です。従って学生のみなさんは自分の履修に対して、より真剣に取り組むことが求められます。

GPA制度の導入により、学生のみなさんが自分の目標に向かい科目履修を行なう中で、自身自身の成長をしっかりと把握し、学習意欲の向上へと結びつくことを期待しています。

GPA算出方法

$$GPA = \Sigma (GP \times \text{その科目の単位数}) / \text{総履修登録単位数 (不合格科目を含む)}$$

$$GP = (TS - 55) / 10 \quad TS : \text{科目の点数}$$

☞ 点数が 59 点以下になった科目は GP=0

☞ 再試験で合格となった科目は GP=0.5

GPAと成績の関係

成績評価	GPA
S (90～100 点)	3.5～4.5
A (80～89 点)	2.5～3.4
B (70～79 点)	1.5～2.4
C (60～69 点)	0.5～1.4
D (0～59 点)	0

VI 科目等履修制度

1. 意義

本校では、専門学校の授業に加え、聖隷クリストファー大学の科目等履修制度を利用して、大学の教養科目を受講することができます。そして、科目等履修により取得した単位を本校学則第 13 条に基づき、本校の単位として認定します。大学の授業を受講することにより、専門学校の指定科目以外にも深い教養を身につけ、いろいろな人との出会いを経験し、人間性を高めることができます。また大学編入学にもつながる学びが得られます。

科目履修が可能な授業科目

社会学、法学、経済学、現代コミュニティ論、レクリエーション概論、臨床心理学

2. 履修登録について

科目等履修を希望する者は、登録期間中に教務事務センターで手続きを行ってください。

登録期間	詳細については教務事務センターからお知らせします。
手続き	教務事務センターに「科目等履修生願書」を提出してください。
出願料・履修料	無料

関連規程

聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校学則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この専修学校は、聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校(以下、「本校」という。)という。

(位置)

第 2 条 本校は、静岡県浜松市中央区三方原町 3453 番地に置く。

(目的)

第 3 条 本校は、キリスト教精神による生命の尊厳と隣人愛に基づき人格を陶冶すると共に、介護福祉に必要な専門的知識、技術及び態度と愛の精神が統合された有為な職業人を育成して、社会の福祉に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第 4 条 教育水準の向上を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2. 自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

(課程、学科、定員、学級数、修業年限及び入学資格)

第 5 条 課程、学科及び学生の定員については、次のとおりとする。

課 程	学 科	昼夜別	入学定員	学級数	修業年限	総定員
教育・社会福祉 専門課程	介護福祉学科	昼間	40 名	1 学級	2 年	80 名

2. 本校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (7) 修業年限が 3 年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本校が高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの
- (9) 本校の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

(在学期間)

第 6 条 在学期間は 4 年を超えることはできない。但し、休学期間は在学期間に算入しない。

第 2 章 学年、学期及び休業日

- (学年)
- 第 7 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- (学期)
- 第 8 条 学年を次の 2 期に分ける。
- (1) 前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
 - (2) 後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
- (休業日)
- 第 9 条 休業日は、次のとおりとする。
- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する日
 - (3) 春期休業 3 月中旬から 3 月末日までの約 2 週間日
 - (4) 夏期休業 8 月上旬から 9 月中旬までの約 1 か月
 - (5) 冬期休業 12 月下旬から 1 月上旬までの約 2 週間
- 2. 必要がある場合は、校長は前項の休日を変更し、また休業日に授業を行うことができる。
 - 3. 第 1 項に定められるもののほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

第 3 章 教育課程等

- (教育課程及び授業時数)
- 第 10 条 本校の教育課程は、別表のとおりとする。
- (授業時間)
- 第 11 条 授業時間は、午前 8 時 50 分から午後 5 時 55 分を基本とする。
- (各授業科目の単位数)
- 第 12 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本校が定める授業時数をもって 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本校が定める授業時数をもって 1 単位とする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる授業科目については、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。
- (専修学校以外の教育施設等における学修)
- 第 13 条 本校が教育上有益と認めるときは、大学又は短期大学等における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなすことができる。
- 2. 前項により本校における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、本校の課程の修了に必要な総授業時数の 2 分の 1 を超えないものとする。
- (入学前の授業科目の履修等)
- 第 14 条 教育上必要と認めるときは、本校に入学する前に行った他の専修学校の専門課程における授業科目の履修並びに前条に規定する学修を、本校の授業科目の履修とみなすことができる。

2. 前項により本校における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、本校において履修した授業時数以外のものについては、前条により本校における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて本校の課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。

第4章 入学、退学、休学、転学等

(入学時期)

第15条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(入学手続)

第16条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し、第33条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前項の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、第34条に定める入学金を添え所定の入学手続をとらなければならない。

(退学)

第17条 退学しようとする者は、その事由を記載した保証人連署の願い出書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第18条 願い出により退学した者が再入学を希望するときは、校長は、特別の理由があると認めたときに限り、これを許可することができる。

(休学)

第19条 病気又はやむを得ない事由によって、3か月以上休学しようとする者は、その事由を記載した保証人連署の願い出書を提出し、校長の許可を受けなければならない。但し、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2. 校長は3か月以上1年以内の期間で、休学を許可することができる。
3. 休学の期間を延長しようとするときは、あらかじめ、校長の許可を得なければならない。
4. 休学の期間は通算2年を超えることはできない。

(復学)

第20条 休学中の者が復学しようとするときは、その理由を記載した保証人連署の願い出書を提出し、校長の許可を受けなければならない。但し、病気による場合は医師の診断書を添えなければならない。

(転学)

第21条 転学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(転入学)

第22条 本校への転入学を希望する者がいるとき、校長は、教育上支障がない場合に限り、転入学を許可することができる。

2. 転入学を認める場合は、第13条及び第14条の規定を適用する。

(出席停止)

- 第 23 条 校長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)その他感染症の予防に関して規定する法律に定める感染症にかかり、又はそのおそれのある学生に対して、出席停止を命ずることができる。

(除籍)

- 第 24 条 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は学生を除籍することができる。
- (1) 所定の最長在学期間を超えた者
 - (2) 所定の休学期間を超えてなお修学できない者
 - (3) 長期にわたり行方不明の者
 - (4) 正当な理由なく所定の期日までに授業料または在籍料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第 5 章 成績評価、課程の修了及び卒業

(成績評価)

- 第 25 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。但し、平素の成績またはレポートの評価をもって試験に代えることができる。
2. 試験の受験資格は、各科目の時間数の 3 分の 2 以上出席した者に与える。但し、介護実習については、科目の時間数の 5 分の 4 以上の出席を要する。
 3. 授業科目の単位は、第 10 条別表に定めるところによる。
 4. 授業科目の評価は S、A、B、C、D をもって表し、C 以上を合格とし、D を不合格とする。

(卒業及び課程の修了の認定)

- 第 26 条 前条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は、卒業及び課程の修了の認定を行う。
2. 卒業及び課程の修了の認定に必要な修得単位数は、94 単位以上とする。

(卒業証書の授与)

- 第 27 条 校長は、所定の全課程を修了したと認めた者には、修了した課程の名称及び修業年限を記載した卒業証書を授与するとともに、専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を付与する。

第 6 章 教職員組織

(教職員組織)

- 第 28 条 本校に次の教職員を置く。
- | | |
|----------|-------|
| (1) 校長 | 1 人 |
| (2) 専任教員 | 3 人以上 |
| (3) 事務職員 | 1 人以上 |
| (4) 学校医 | 1 人 |

(教職員会)

- 第 29 条 教学に関する重要な事項を審議するため、本校に教職員会を置く。
2. 教職員会は校長、専任教員及び事務職員をもって構成し、必要な場合はその他の教職員を加えることができる。

3. 教職員会の審議事項は、次の通りとし、審議に基づき校長が最終決定を行う。
 - (1) 学則の改正及び教学に関する規程の制定及び改廃に関すること
 - (2) 学生の入学、退学、試験、卒業に関すること
 - (3) 学生の賞罰に関すること
 - (4) その他本校の教育に関する重要な事項

第 7 章 賞 罰

(表彰)

第 30 条 校長は、学業、人物その他について優秀な学生を表彰することができる。

(懲戒)

第 31 条 教育上必要があると認める場合、校長は、教職員会の議を経て学生を懲戒をすることができる。

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3. 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 8 章 授業料、入学検定料及び入学金

(授業料)

第 32 条 本校の授業料の金額は次のとおりとする。授業料は、社会情勢によって次の年度に進むとき変更することがある。

区分	金額
授業料	780,000 円(年額)

2. 授業料は、学期ごと学校の指定する期日までに納入するものとする。
3. 授業料を期限内に納入しないときは、学校は期限を附し督促するものとする。
4. 校長は、前項の督促をしてもなお授業料を納入しないときは、特別の事情のある場合を除き、その者を出席停止又は除籍することができる。
5. 授業料は、停学中であっても納入しなければならない。
6. 退学または転学する場合は、その日の属する学期の授業料を納入しなければならない。
7. 各学期のすべての日を休学する場合は、授業料を免除する。ただし、別表 2 に定める在籍料を納入しなければならない。
8. 学期の途中で復学した場合は、復学した当該期の授業料を全額納入しなければならない。

(入学検定料)

第 33 条 入学を志願する者は、入学検定料 20,000 円を納付しなければならない。

2. 入学検定料の納付は、入学願書提出時と同時に行うものとする。

- (入学金)
- 第 34 条 入学を許可された者は、定められた期間内に入学金 200,000 円を納付しなければならない。
2. 校長は、入学を許可した者が前項の入学金を期限内に納入しないときは、入学許可を取り消すことができる。

- (返還)
- 第 35 条 既に納付した入学検定料、入学金、授業料は、原則として返還しない。但し、第 32 条第 7 項に該当する場合はこの限りではない。
2. 入学者選抜試験に合格し入学金、授業料を納入した者のうち、やむを得ない事由により、所定の手続きに則り本校が定める期限までに入学辞退を申し出た者については、入学金を除く授業料の納入金を返還するものとする。

- (授業料の減免等)
- 第 36 条 校長は、特別の事情があると認めた者には、授業料等を減免することができる。
2. 聖隷学園執行役員会が特待生と認めた者に対しては、第 32 条に規定する授業料の全額、または半額を減免することができる。
3. 授業料減免に関する取り扱いについては、特待生規程細則による。

第 9 章 雑 則

- (健康診断)
- 第 37 条 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)の規定に基づき、健康診断を毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

- (細則)
- 第 38 条 この学則の施行上必要な細則は、校長が別に定める。

- (変更)
- 第 39 条 この学則の変更は、教職員会の意見を聴いて理事会が行う。

- 附則 1. この学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 1. この学則は平成 30 年 3 月 1 日から施行する。
平成 30 年 3 月の教育・社会福祉専門課程介護福祉学科卒業生から適用する。
- 附則 1. この学則は 2020 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 1. この学則は 2021 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 1. この学則は 2022 年 1 月 27 日から施行し、2021 年 4 月の入学生から適用する。
- 附則 1. この学則は 2022 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 32 条別表 2 に定める在籍料は 2022 年度に在籍する者から適用する。
- 附則 1. この学則は 2023 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 1. この学則は 2024 年 1 月 1 日から施行する。

別表 1 教育課程表

区分		授業科目	単位数		授業時間数	
			必修	選択	1 年	2 年
人間と社会領域	人間の尊厳と自立	人間の尊厳と自立	2			30
	人間関係とコミュニケーション	人間関係とコミュニケーション	2		30	
		聖隷の理念と介護福祉教育	2		30	
		介護福祉管理論	1			15
	社会の理解	社会の理解Ⅰ	2		30	
		社会の理解Ⅱ	1			15
		社会の理解Ⅲ	1			15
	人間と社会に関する選択科目	キリスト教概論	2		30	
		国語表現基礎	2		30	
		情報処理基礎	2		30	
介護領域	介護の基本	介護の基本Ⅰ	2		30	
		介護の基本Ⅱ	2		30	
		介護の基本Ⅲ	2		30	
		介護の基本Ⅳ	2			30
		介護の基本Ⅴ	2			30
		介護の基本Ⅵ	2			30
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術Ⅰ	2		30	
		コミュニケーション技術Ⅱ	2		30	
	生活支援技術	生活支援技術Ⅰ	2		60	
		生活支援技術Ⅱ	2		60	
		生活支援技術Ⅲ	2		60	
		生活支援技術Ⅳ	2			60
		生活支援技術Ⅴ	2			60
	介護過程	介護過程Ⅰ	2		30	
		介護過程Ⅱ	2		30	
		介護過程Ⅲ	2			30
		介護過程Ⅳ	2			30
		介護過程Ⅴ	2			30
	介護総合演習	介護総合演習Ⅰ	1		30	
		介護総合演習Ⅱ	1		30	
		介護総合演習Ⅲ	1			30
		介護総合演習Ⅳ	1			30

区分		授業科目	単位数		授業時間数	
			必修	選択	1 年	2 年
	介護実習	介護実習Ⅰ	2		90	
		介護実習Ⅱ	4		180	
		介護実習Ⅲ	4			180
こころとからだのしくみ領域	発達と老化の理解	発達と老化Ⅰ	2		30	
		発達と老化Ⅱ	2			30
	認知症の理解	認知症の理解Ⅰ	2		30	
		認知症の理解Ⅱ	2			30
	障害の理解	障害者福祉論	2			30
		障害の理解	2		30	
	こころとからだのしくみ	こころとからだⅠ	2		30	
		こころとからだⅡ	2		30	
		こころとからだⅢ	2			30
		こころとからだⅣ	2			30
ケア医療的領域	医療的ケア	医療的ケアⅠ	2		30	
		医療的ケアⅡ	2			30
		医療的ケアⅢ	1			30
教養科目領域	専門学校独自開講科目	健康長寿と運動	1		15	
		音楽	1		15	
	教養科目※	社会学		2	30	
		法学		2	30	
		経済学		2	30	
		現代コミュニティ論		2	30	
		レクリエーション概論		2	30	
		臨床心理学		2	30	
卒業に必要な総単位数および総時間数			94	1110	825	
				1935		

※聖隷クリストファー大学の科目等履修により取得した単位を学則第13条に基づき本校の単位として認定する。

別表2（第32条関係）

	金額（学期につき）
在籍料	40,000 円

聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校履修規程

- (趣旨)
- 第1条 授業科目(以下「科目」という。)の履修方法については、聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校学則に定めるもののほかこの規程による。
- (履修)
- 第2条 学生は、原則として履修要項に掲載する教育課程表にしたがって科目を履修しなければならない。
2. 同一時限に開講される科目を、重複して履修することはできない。
 3. 既に履修して単位を取得した科目を、再び履修することはできない。
- (公欠)
- 第3条 聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校(以下、「本校」という。)における公欠の取扱いは以下の通りとする。
2. 公欠は当該授業に相当する学修をもって、出席とみなす。
 3. 以下の理由による欠席は公欠として取扱う。
 - ①配偶者、父母・子、祖父母・兄弟姉妹の死亡による忌引き
 - ②公の証明書のある事故
 - ③裁判員候補者または裁判員として裁判所の呼び出しに応じて出頭したとき
 - ④本校が認める災害ボランティアに参加する場合
 - ⑤台風等災害で通学不能となった場合
 - ⑥インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等学校保健安全法に基づく出席停止
 - ⑦その他教職員会の議を経て校長が認める場合
 4. 公欠として認める欠席回数は各授業につき、全授業回数の3分の1を限度とする。
 5. 公欠の期間及び手続きは別表の通りとする。
- (試験)
- 第4条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とし、筆記試験、実技試験、面接試験またはレポートにより行う。
- (定期試験)
- 第5条 定期試験は、各学期末の一定期間に行うものとする。
- (追試験)
- 第6条 追試験は、疾病その他やむを得ない事由により定期試験を欠席した者に対して行うものとする。ただし、原則として当該試験の試験開始以前に教務事務センターに連絡を行った者を対象とする。
2. 前項の規定により追試験を受けようとする者は、あらかじめ追試験受験願に必要書類及び所定の受験料を添えて、校長に提出しなければならない。
 3. 前項の規定により追試験受験願の提出があった場合において、やむを得ない事由があると校長が認めたときは、追試験を受験させることがある。
- (再試験)
- 第7条 再試験は、当該科目が不合格となった者に対して行うことができる。
2. 再試験を受けようとする者は、あらかじめ再試験受験願に所定の受験料を添えて校長に提出しなければならない。

(試験の受験資格)

第 8 条 各科目のそれぞれの時間数(実際に授業を行った時間数をいう。)の 3 分の 2 以上(介護実習については、科目の時間数の 5 分の 4 以上。)を出席した者には、当該科目の試験の受験資格を認めるものとする。

(成績の評価)

第 9 条 科目の成績評価は、その科目担当者によって行われる。

2. 科目の成績評価は、次の基準による。

評語	点数	合否
S	90 点以上	合格
A	80 点以上 90 点未満	
B	70 点以上 80 点未満	
C	60 点以上 70 点未満	
D	60 点未満	不合格

3. 再試験の場合は、60 点以上を C、60 点未満を D とする。

(不正行為者の成績の取扱い)

第 10 条 試験において不正行為があった場合の成績の取扱いは、聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校試験における不正行為に関する規則による。

(再履修)

第 11 条 必修科目の単位を取得できなかった場合は、再びその科目を履修し、試験受験資格を得る必要がある。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は専門学校教職員会が行う。

附則 この規程は 2016 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は 2021 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は 2023 年 6 月 15 日から施行する。(不正行為者の成績の取扱い)

附則 この規程は 2025 年 4 月 1 日から施行する。(公欠、別表)

別表 公欠と取扱う理由及び期間、手続きについて

理由:配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹の死亡による忌引き 期間:配偶者、父母、子の場合、葬儀日を含む連続 7 日間(休日を含む) 祖父母、兄弟姉妹の場合、葬儀日を含む連続 3 日間(休日を含む) 移動距離 300 km 以上の場合に 1 日、600 km 以上の場合に 2 日追加する。 手続き:公欠願に会葬礼状など忌引きを証明する書類を添えて教務事務センターに提出する。
理由:公の証明書のある事故 期間:事故により受講できなかったと合理的に考えられる時限分 手続き:公欠願に公共交通機関の遅延を証明する書類もしくは交通事故証明を添えて教務事務センターに提出する。
理由:裁判員候補者または裁判員として裁判所の呼び出しに応じて出頭したとき 期間:選任手続き日、審理に従事する日、評議・評決に従事する日、判決の宣告に立ち会う日 手続き:公欠願に裁判所から発行された呼び出し状などを添えて教務事務センターに提出する。
理由:本校が認める災害ボランティアに参加する 期間:本校が認めた災害につき、移動期間を含め 1 週間を限度とする。 手続き:「災害ボランティア活動への参加について」に基づく手続きを進めたうえで、実施後、ボランティア活動に参加したことを証明する資料を教務事務センターに提出する。
理由:台風等災害で通学不能となった 期間:通学が不能と認められる期間 手続き:公欠願に気象警報・避難情報等の発令、交通機関の運休等通学が困難であったことを明らかにする資料を添えて教務事務センター提出する。
理由:インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等学校保健安全法に基づく出席停止 期間:「学校保健安全法に基づく出席停止及び出席再開時の治癒証明書について」に記載する出席停止期間 手続き:インフルエンザによる出席停止時は公欠願にインフルエンザ経過報告書と必要書類を添えて提出する。 新型コロナウイルス感染症による出席停止時は公欠願に新型コロナウイルス感染症経過報告書と必要書類を添えて提出する。 インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の感染症は公欠願に医師が発行する出席停止期間を明示した治癒証明書を添えて提出する。
理由:公欠として教職員会の議を経て校長が認めるもの 期間:校長が認める期間 手続き:原則として、公欠として願い出る事由が生じる 40 日前に公欠願に期間を示す客観的資料を添えて、教務事務センターに提出する。

聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校 追試験及び再試験内規

(目的)

- 第1条 聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校履修規程に定める追試験及び再試験については、この内規の定めるところによる。

(追試験)

- 第2条 追試験は、次の各号のいずれかによりやむを得ず定期試験を欠席した者に対して行うものとする。
- (1) 天災その他の非常災害
 - (2) 交通機関の突発事故
 - (3) 負傷または疾病
 - (4) 二親等内の親族の死亡による忌引き
 - (5) その他特別な事情
2. 追試験は、原則として当該定期試験開始前に教務事務センターに連絡をした者を対象とする。
 3. 追試験を受けようとする者は、災害等に関しては被災証明書、事故に関しては事故証明書、病気・負傷に関しては医師の診断書、忌引きに関しては会葬礼状等を、またその他特別な事情に関しては理由書を添えて、所定の期日までに追試験受験願を教務事務センターを通じて校長に提出しなければならない。
 4. 追試験は、専門学校が定める期間に定期試験に準じて実施するが、追試験の結果による再試験は実施しない。ただし、追試験結果により卒業延期となる場合は、その科目についてのみ再試験を実施することができる。
 5. 前第3項に定める追試験及び前第4項に定める追試験の結果による再試験の許可は、専門学校教職員会の議を経て、校長が行う。
 6. 追試験の受験料は、1科目につき1,000円とする。

(再試験)

- 第3条 再試験は、当該科目が不合格となった者に対して行うことができる。
2. 再試験を受けようとする者は、再試験受験願を所定の期間内に教務事務センターを通じて校長に提出しなければならない。
 3. 再試験の実施は原則として1回とする。ただし、実技等の反復練習を重ねることにより到達度を評価する演習科目については、練習の指導と複数回の評価を通して最終成績とすることができる。
 4. 再試験の評価は、60点以上をC、60点未満をDとする。
 5. 再試験の受験料は、1科目につき1,000円とする。

(改廃)

- 第4条 この内規の改廃は、専門学校教職員会が行う。

附 則 この規程は2016年7月7日から施行する。

専門学校成績評価等調査願に関する申し合せ

学生が成績評価及び評価方法、試験の受験資格、再試験、追試験など評価及び評価に関わる事項（以下、「成績評価等」という）に関して質問・疑義等がある場合、必要な資料の開示等により説明を受けることを保障するため、以下の事項を申し合わせる。

1. 成績評価等に関して質問や疑義等があり、科目担当者への確認等の後さらに調査を願い出たい学生は、この申し合せに従い手続きをとることができる。
2. 学生からの願い出を受け付ける期間は、「成績評価等」の通知後原則として1週間とする。
3. 成績評価等に関する調査を願い出する場合の手続き及び願い出への対応は以下のとおりとする。
 - (1) 学生は、教務事務センター備え付けの「成績評価等調査願」（別紙様式）を、教務事務センターに提出する。
 - (2) 教務事務センターは、学生から提出された「成績評価等調査願」の記載内容を確認の上受理し、科目担当者（科目担当者が複数の場合は科目責任者、以下、「科目担当者」という）に対し、調査願を添えて対応を依頼する。
 - (3) 科目担当者は、学生からの願い出に対して速やかに評価の根拠、評価の経緯等を確認する。
 - (4) 科目担当者は当該学生に対し、必要に応じて答案やレポート等の資料を提示しつつ、誠意をもって説明する。その際、校長、教務主任、教務事務センター長等は学生と科目担当者に対し中立な立場で説明の場に同席することがある。
 - (5) 「成績評価等調査願」に対する学生への回答は、科目担当者が書面または面談により行うこととし、科目担当者は回答内容を「成績評価等調査願」科目担当者記入欄に記入して教務事務センターに提出する。
 - (6) 科目担当者が非常勤講師の場合は、校長、教務主任、教務事務センター長等が調査結果を学生に説明する場合がある。
4. 前項（3.）により解決に至らなかった場合、教務事務センターは、成績評価等調査会議に「成績評価等調査願」を添えて処理を依頼する。
5. 成績評価等調査会議結果の学生及び科目担当者への回答は、議長が行う。
6. 本申し合せ1. から5. までの対応は、慎重かつ迅速に行うこととし、成績評価等調査願を受け付けてから原則として1カ月以内に回答することとする。
7. 成績評価等調査会議については別に定める。

聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校

試験における不正行為に関する規則

(目的)

- 第 1 条 この規則は、試験の公正な実施と不正行為防止を図るため、聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校履修規程第 9 条の規定に基づき、不正行為の定義及びその取扱いに関し必要な事項を定める。

(試験)

- 第 2 条 この規則に定める試験とは、授業科目の成績評価のために実施する定期試験、再試験及び追試験、論文・レポートその他の行為をいう。

(不正行為)

- 第 3 条 この規則において不正行為とは、カンニング、替え玉受験、論文・レポート等の盗用その他試験等において成績 評価の公正を損なう行為をいう。不正行為の対象となる行為は、次のとおりとする。

- (1) 試験に関連した内容のメモやコピーなどを試験中に使用又は所持する行為
 - (2) 試験に関連した内容を事前に机、筆記用具、身体、衣服又は壁等へ書き込みをする行為
 - (3) 他の学生答案等を見る行為又は書き写す行為
 - (4) 持込の許可のない教科書、参考書、辞書等の書籍類、ノート、配付物等を利用する行為
 - (5) 試験中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書等の電子機器類(以下「電子機器類」という。)を使用する行為(使用が許可されている場合を除く。)
 - (6) 使用が許可された電子機器類から不正に情報を引き出す行為
 - (7) 答案用紙を交換する行為
 - (8) 替え玉受験(依頼した者、依頼された者いずれも対象とする。)
 - (9) 問題用紙、解答用紙を試験室から持ち出す行為
 - (10) 他の学生の試験を助ける目的で、解答(ヒントを含む。)を私語・動作等によって不正に連絡する行為又は試験に関連した内容のメモやコピーなどを渡し、若しくは電子機器類で情報を送信する行為
 - (11) 成績評価に係る論文・レポート等の作成において、他人の著作物を盗用する行為又は他人が書いたレポート・著作物を自分のものとする剽窃行為(他人のアイディア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該者の了解又は表示なく、自分の意見のように記載すること)
 - (12) 成績評価に係る論文・レポート等の作成において、他の学生の盗用等を助ける行為(論文・レポート等を作成して見せる、又は代筆する行為等)
 - (13) その他試験等において成績評価の公正を損なう行為
2. 前項各号のほか、試験監督者の注意にもかかわらずその指示に従わない場合、その他公正な試験の実施を阻害すると認められる行為をした場合に不正行為とみなすことがある。

(試験監督者)

- 第 4 条 試験監督者は、試験室内の巡回を十分に行うなどの方法により、不正行為の未然

防止に留意するとともに、不正行為が疑われる場合は注意を与えるなど試験の厳正な実施に努める。

2. 不正行為の事実確認をする場合は、可能な限り複数の試験監督者により行う。
3. 試験監督者は、事実確認の結果不正行為をしたことが疑われる正当な理由があると認める場合は、当該学生の上承を得て、不正行為に供された疑いのある所持品の提出を受け、これを保全するように努める。
4. 試験監督者は、速やかに所定の「不正行為報告書」を作成し、教務主任に提出する。

(科目責任者)

第 5 条 試験実施後に不正行為が疑われる明らかな事実が判明した場合、当該科目の責任者は「不正行為報告書」を作成し、教務主任に提出する。

(不正行為調査会議)

第 6 条 「不正行為報告書」により報告を受けた教務主任は、直ちに校長に報告をする。報告を受けた校長は、直ちに当該学生を呼び出し、不正行為調査会議(以下、「調査会議」という)を召集して状況確認を行い、不正行為に該当するか否かを判定する。

2. 調査会議の構成員は、校長、教務主任、専門学校専任教員、教務事務センター長、その他校長が必要と認めた者とする。
3. 調査会議においては、学生に十分な弁明の機会を与え、確認内容を記録する。
4. 調査会議において不正行為に該当すると認定した場合、校長は、当該学生及び連帯保証人に対しその旨を通知して直ちに自宅待機を命じ、以後、当該学期中の試験の受験及び授業への出席停止を指示する。
5. 調査会議において不正行為に該当しないとの認定をした場合、校長は当該学生に対し調査会議の結果を説明し、調査の対象となった試験科目について不利益のないよう取り計らう。
6. 校長は、専門学校教職員会において調査会議の結果について説明する。ただし、前第 4 項に該当する場合は、合わせて本規則第 7 条に定める当該学生の成績の取り扱いについて説明する。

(成績の取り扱い)

第 7 条 不正行為を行った学生に対しては、当該学期のすべての授業科目の単位を認定しない。

2. 前項の単位を認定しない授業科目の成績は、「不合格(D)」とする。
3. 不正行為に関する事実の確認において、それが過失又は錯誤に基づくものであると判断された場合は、不正行為扱いとしない。ただし、当該科目の成績を無効にする。
4. 同条第1項の規定にかかわらず、悪質性の程度、反省状況等を鑑みて、教育的指導の観点から特別な事情があると校長が認めたときは、他の授業科目の履修の全部又は一部を取り消さないこととする。

(懲戒処分の要否の審議)

第 8 条 校長は、調査会議において不正行為を認定した場合は、「聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校学生懲戒処分規程」に定める懲戒検討委員会を組織して、当該学生の懲戒処分の要否を審議する。

(事務取扱部署)

第 9 条 試験における不正行為に関する事務及び資料の保管は教務事務センターが行

う。

(改廃)

第 10 条 この規則の改廃は、専門学校教職員会が行う。

附則 この規則は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2023 年 6 月 15 日一部改定(試験、不正行為、成績の取扱い)

聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校学生懲戒処分規程

(目的)

- 第 1 条 この規程は、「聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校学則」第 31 条に規定する懲戒処分に関し、必要な事項を定める。

(懲戒処分の対象)

- 第 2 条 懲戒処分は、次の各号に掲げる行為をした者について行うことができる。

- (1) 犯罪行為
- (2) ハラスメント等の人権を侵害する行為
- (3) 情報倫理に反する行為
- (4) 本校の秩序を乱す行為
- (5) 試験等における不正行為
- (6) 論文の作成等における学問的倫理に反する行為
- (7) 本校の諸規程に反する行為
- (8) 本校の名誉及び信用を著しく傷つける行為
- (9) その他前各号に準ずる学生の本分に反する行為

(懲戒処分の種類)

- 第 3 条 懲戒処分の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により厳重な注意を与え、将来を戒める。
- (2) 停学 無期又は 6 カ月未満の有期とし、この間の登校は認めない。
- (3) 退学 退学させ、再入学は認めない。

(その他の教育的措置)

- 第 4 条 学生が行った非違行為が懲戒に至らない場合において、校長が必要があると認めた場合には、当該行為を行った学生に対し、校長は厳重注意を行うことができる。

2. 厳重注意は、訓告に至らないものであって、当該行為を厳重に注意することをいう。
3. 厳重注意は、口頭又は文書により行うものとする。

(懲戒の量定)

- 第 5 条 懲戒処分の量定は、別表に定める懲戒の標準例(以下「標準例」という。)に準拠し、次に掲げる事項を基礎に、当該学生の状態(日常における生活態度及び非違行為後の対応を含む。)等並びに行為の悪質性及び重大性を総合的に判断して行う。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の別及びその程度
- (3) 過去の非違行為の有無
2. 懲戒処分の量定にあたっては、個々の事案の事情に則し、標準例に定める処分を加重軽減することができる。
3. 本校が実施する試験等における不正行為により、退学又は停学の懲戒処分を受けた学生については、当該学期の履修登録の単位をすべて無効とする。
4. 標準例に定める非違行為の種類に掲げられていない非違行為の懲戒は、標準例を参考に決定するものとする。

(悪質性及び重大性の判断)

- 第 6 条 前条第 1 項の悪質性及び重大性の判断は、次のとおりとする。

- (1) 悪質性については、当該学生の主観的態様、当該非違行為の性質及び当該

非違行為に至る動機等を勘案の上判断するものとする。

- (2) 重大性については、当該非違行為により被害を受けた者の精神的苦痛を含めた身体被害の程度及び当該非違行為が社会に及ぼした影響等を勘案の上判断するものとする。但し、当該非違行為による被害が物的被害にとどまる場合であっても、当該物的被害が甚大なものである場合は、重大であると判断するものとする。
- (3) 過去に懲戒等を受けた者が、再度非違行為をした場合は、悪質性が高いものとみなし、重い処分を課することができるものとする。

(自宅待機)

- 第 7 条 校長は、懲戒処分が決定するまでの間、懲戒の対象となる学生（以下、「懲戒対象学生」という。）の登校を禁じることが必要と判断した場合は、当該学生に対し、2 カ月を超えない範囲で、自宅待機を命ずることができる。
2. 自宅待機期間中の学生に対しては、履修登録及び試験の受験（レポート等の提出を含む。）を認めることがある。
 3. 自宅待機の期間は、停学期間に算入することができる。

(事情聴取)

- 第 8 条 校長は、懲戒の対象となりうる行為があったと思われるときは、教務主任と共に直ちに事実関係の調査及び懲戒の可否の審議を行う。

(懲戒検討委員会)

- 第 9 条 校長は、前条に掲げる調査及び懲戒の可否の審議を行うため、懲戒検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
2. 前項の規定にかかわらず、本規程第 2 条第 1 項 5 号（試験等における不正行為）に関しては、事実関係の調査は「試験における不正行為に関する規則」に定める「不正行為調査会議」において行い、不正行為に該当すると認定された場合、懲戒の可否の審議を委員会において行う。

(委員会の組織)

- 第 10 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織し、校長を委員長とする。
- (1) 校長
 - (2) 教務主任
 - (3) 専門学校専任教員
 - (4) 教学事務統括センター長
 - (5) 学生サービスセンター長
2. 前項に掲げる構成員に、懲戒対象学生と利害関係を有する者が含まれるときは、構成員から除く。（注：懲戒対象学生の親族等）
 3. 委員長は、必要と認めた者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(弁明)

- 第 11 条 委員会は、懲戒対象学生に対し、事実関係を調査する旨を通知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、連絡先不明その他やむを得ない事由により、当該学生に通知及び弁明の機会を与えることができないときは、これを行わないことがある。
 3. 当該学生が正当な理由なく口頭による弁明の場に出席しなかった場合又は弁明書を提出しなかった場合は、弁明する機会を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

- 第 12 条 校長は、前条の報告に基づき、当該学生を懲戒する必要があると認めるときは、懲戒の種類及び内容についての審議を専門学校教職員会に諮る。
2. 専門学校教職員会は、前項に掲げる審議を行う。
 3. 校長は、専門学校教職員会の議に基づき、懲戒対象学生の懲戒処分を決定する。

(懲戒処分の通知)

- 第 13 条 校長は、懲戒処分を決定した場合は、懲戒対象学生に対し、処分理由を記載した懲戒処分書を交付する。但し、交付不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

- 第 14 条 懲戒の発効は、懲戒処分書の交付日とする。但し、やむを得ない場合は、この限りでない。

(停学に関する措置)

- 第 15 条 専門学校専任教員は、停学期間中、当該学生に対し更生のための適切な指導を行う。
2. 停学期間中の学生に対しては、登校を認めず履修登録、授業及び課外活動への参加、試験(レポート等の提出を含む。)の受験等を認めない。
 3. 学期の途中で停学期間が終了する場合は、別に定める期間に履修登録を認めることとし、試験の受験資格に関しては、「聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校履修規程」第 8 条「試験の受験資格」の定めによる。
 4. 停学期間は、「聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校学則」第 6 条に定める在学年限に算入しない。但し、停学期間が 2 カ月未満の場合は、在学年限に算入する。

(再審査)

- 第 16 条 懲戒処分を受けた学生は、懲戒処分の結果に影響を与えるような新事実の発見又はこれに準ずる事由がある場合は、その証拠となる資料を添えて、文書により校長に再審査を請求することができる。
2. 校長は、前項の請求を受けたときは、再審査の要否について専門学校教職員会に諮る。
 3. 校長は、専門学校教職員会の議に基づき、再審査の必要があると認めたときには、再度事実関係の調査及び審議を行うことができる。この場合は、本規程第 8 条から第 12 条までの規定を準用する。
 4. 校長は、専門学校教職員会の議に基づき、再審査の必要がないと認めたときは、速やかにその旨を文書又はその他の適当な方法により当該学生に通知する。

(無期停学の解除)

- 第 17 条 校長は、無期停学の処分を受けた学生について、その発効日から起算して 6 カ月経過した後の停学の解除について専門学校教職員会において審議する。
2. 校長は、前項の審議結果に基づき、停学の解除が妥当であると認めた場合には、停学を解除することができる。

(事務取り扱い部署)

- 第 18 条 学生の懲戒に関する事務及び資料の保管は、学生サービスセンターが行う。

(改廃)

- 第 19 条 この規程の改廃は、専門学校教職員会が行う。

附則	この規程は、2016 年 6 月 16 日から施行する。
附則	2023 年 3 月 16 日一部改定(懲戒処分の対象、その他の教育的措置、懲戒の量定、悪質性及び重大性の判断)
附則	2024 年 4 月 1 日一部改定(別表(第 5 条関係) 懲戒の標準例)

別表(第 5 条関係)

懲戒の標準例

区分	非違行為の種類	懲戒の標準
犯罪行為等	殺人、強盗、強姦性交等、誘拐、放火等の凶悪な犯罪行為又はその犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	麻薬、覚醒剤等の薬物犯罪行為(栽培・製造、売買、不正所持又は使用)	退学又は停学
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学又は訓告
	痴漢行為(覗き見、盗撮行為等を含む。)、わいせつ行為(公然わいせつ、わいせつ物頒布等を含む。)又はストーカー行為	退学、停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正使用	停学又は訓告
交通事故・違反	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学又は訓告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は訓告
ハラスメント	パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等に当たる行為	退学、停学又は訓告
試験等不正行為・学問的倫理に反する行為	本校が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合	退学又は停学(3 月以上)
	本校が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為	停学(2 月)
	本校が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
	発表された研究成果等の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用及び虚偽の研究成果公表を行った場合	退学、停学又は訓告

情報倫理	インターネットを利用して、公序良俗に反する行為、第三者への誹謗・中傷、プライバシーの侵害、虚偽情報の発信又はソフトウェアなどの著作権及び特許権その他の知的財産権の侵害を行った場合	停学又は訓告
その他非違行為	本校の教育研究又は管理運営を著しく妨げる行為	退学、停学又は訓告
	本校が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学、停学又は訓告
	本校が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	停学又は訓告
	本校構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は訓告
	飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
	飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学又は訓告
	20歳未満の者に対する飲酒又は喫煙を強要又は助長した場合	停学又は訓告
	20歳未満の者が飲酒をした場合	停学又は訓告
	喫煙をした場合	退学、停学又は訓告

学年曆

2025 年度 聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校 学年暦

事 項	日 程
入学式	4 月 2 日(水)
新入生オリエンテーション 在学生ガイダンス	4 月 1 日(火)・3 日(木)・4 日(金)
防災訓練	4 月 3 日(木)
春セメスター授業開始	4 月 7 日(月)
交流会(歓迎会)	4 月 18 日(金)
新入生セミナー	4 月 25 日(金)
ピアノコンサート	5 月 28 日(水)
スポーツ大会	5 月 30 日(金)
教育懇談会	6 月 7 日(土)
介護実習Ⅲ(2 年次生)	6 月 9 日(月)～7 月 15 日(火)
介護実習Ⅰ(1 年次生)	6 月 23 日(月)～7 月 14 日(月)
春セメスター定期試験	7 月 28 日(月)～8 月 1 日(金)
事例研究発表会	8 月 6 日(水)
春セメスター追試験(再試験)	8 月 26 日(火)・27 日(水)
秋セメスターガイダンス	9 月 24 日(水)・25 日(木)
秋セメスター授業開始	9 月 26 日(金)
聖灯祭・ホームカミングデー	11 月 1 日(土)
聖隷学園クリスマスツリー点火祭	12 月 1 日(月)
クリスマス礼拝	12 月 17 日(水)
専門学校クリスマス祝会	12 月 18 日(木)
秋セメスター定期試験	1 月 27 日(火)～2 月 2 日(月)
2 年次生を送る会	1 月 30 日(金)
介護実習Ⅱ(1 年次生)	2 月 2 日(月)～3 月 13 日(金)
秋セメスター追試験(再試験)	2 月 24 日(火)・25 日(水)
卒業式	3 月 12 日(木)

※秋セメスターについては上記日程と異なる場合があります。

聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校
教務事務センター

TEL 053-439-1433
cl-office@seirei.ac.jp